（か）

品名	規格単位	薬価
カプレルサ錠100mg	100mg1錠	7,836.40
（と）		
トラクリア小児用分散錠32mg	32mg1錠	4,577.00
（ひ）		
ビートルチュアブル錠250mg	250mg1錠	214.20
ビートルチュアブル錠500mg	500mg1錠	314.30
（ま）		
マリゼブ錠12.5mg	12.5mg1錠	559.20
マリゼブ錠25mg	25mg1錠	1,045.10
（み）		
ミティキュアダニ舌下錠3,300ＪＡＵ	3,300ＪＡＵ1錠	66.40
ミティキュアダニ舌下錠10,000ＪＡＵ	10,000ＪＡＵ1錠	201.20
（む）		
ムルプレタ錠３mg	3mg1錠	16,107.60

注射薬

品名	規格単位	薬価
（あ）		
アレルゲンスクラッチエキス陽性対照液「トリイ」ヒスタミン二塩酸塩	2mL1瓶	7,966
（い）		
イーケプラ点滴静注500mg	500mg5mL1瓶	1,978
（お）		
オクトレオスキャン静注用セット	1セット	115,464
（こ）		
コパキソン皮下注20mgシリンジ	20mg1mL1筒	5,617
（て）		
テムセルＨＳ注	10.8mL1袋	868,680
（よ）		
ヨンデリス点滴静注用0.25mg	0.25mg1瓶	49,307
ヨンデリス点滴静注用１mg	1mg1瓶	197,698
（ら）		
ライゾデグ配合注　フレックスタッチ	300単位1キット	2,322
ライゾデグ配合注　ペンフィル	300単位1筒	1,551
（り）		
リュープリンＰＲＯ注射用キット22.5mg	22.5mg1筒	105,039

外用薬

品名	規格単位	薬価
（す）		
スピオルトレスピマット28吸入	28吸入1キット	4,256.90
（せ）		
ゼビアックスローション２％	２％1ｇ	82.20
（ろ）		
ロコアテープ	10cm×14cm1枚	45.90

○厚生労働省告示第四百四十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第一号中「及びアスホタールファ製剤」を「、アスホタールファ製剤及びグラマー酢酸塩製剤」に改め、同第二号(一)ハ中「及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」を「、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、エクメット配合錠ＨＤ及びエクメット配合錠ＬＤ」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第九中「アスホタールファ製剤」を「グラスホタールファ製剤、マーゼ酢酸塩製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百五十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の169から171までの項中

4あり	インターフェロン

を

4あり	インターフェロン酢酸塩

に改める。

○厚生労働省告示第四百五十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表一に次のように加える。

90	ボセンタン水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに係るものに限る。）に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx